

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 920 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="590 1297 831 1331"><u>2024年1月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 848 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1757 562 2169 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1840 1297 2080 1331"><u>2024年2月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1444 2098 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2024年2月1日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p><u>(特例措置)</u></p> <p>3 別記1(1)の提供区域において、2024年2月1日から2024年4月30日までの間に、光ネットサービス契約(品目が1Gb/sまたは10Gb/sのものに限る)の新規契約を行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。</p> <p>(1) 料金表における定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスに関する料金(ただし、かけつけサポートサービス利用料を除く)について、光ネットサービス契約の定額利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。</p> <p>(2) 他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。</p>	